

謹啓 清秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び
申し上げます。

日頃より公明党に対し格別なるご支援を賜り、まことにありがと
うございます。

さて、この夏の予算要望ヒアリングにおきまして頂戴いたしまし
たご要望に対し、県当局から回答がまいりましたので、取り急ぎご送
付申し上げます。

私どもといたしましては、今次の回答を精査の上、今後の、県当局
との折衝につなげてまいる所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し
上げます。

謹白

令和4年10月

公明党神奈川県議会議員団
団長 亀井 貴嗣

回答様式

NO	21-001	要望 団体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局・ 健康医療局
----	--------	----------	--------	----	-------------------------

件名	新型コロナウイルス感染症の対策について
要望 要旨	<p>(1) 福祉施設従事者、基礎疾患保有者への3回目接種はほとんど完了している。障がいのある方の多くは4回目接種対象者となるので、各市町村に対して、接種券の発行や接種実施に向けて、迅速かつ柔軟的な対応が図られるよう指導することを要望する。</p> <p>(2) ケア付き宿泊療養施設の対象に、グループホーム入居者を追加することを望みます。</p> <p>(3) 感染管理指導の継続、備品の優先的支給を望みます。</p> <p>(4) 神奈川県で制度化した「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」に登録した応援職員については、具体的、迅速な調整機能、マッチング対応を望むと共に、感染施設へ派遣する応援職員の安全確保と派遣に伴う経費の十分な金銭保証をお願いします。さらに課題のレッドゾーンに入らざるを得ない状況も発生しております。運営法人だけでは対処できない場合の応援体制のあり方も制度として検討願います。</p> <p>(5) 在宅支援や各種加算要件等の緩和について、引き続き柔軟な対応をお願いします。</p> <p>(6) 原油価格・物価高騰への対策を望みます</p>
	<p>(1) 現在、各市町村において実情に応じた接種計画を立てています。4回目接種にあたっては、障がいのある方や障害者施設従事者への接種が円滑に行われるよう、市町村に呼び掛けております。</p> <p>県は、必要に応じて各市町村の必要とする支援を実施しており、今後も引き続き支援を継続してまいります。</p> <p>また、県では、大規模接種会場を設置し、4回目接種の促進を図っております。</p>

(2) ケア付き宿泊療養施設は、新型コロナウイルスの影響により、介護者が不在となった在宅障がい者を対象としています。万が一グループホームで感染が発生し、職員が不足する場合には、生活支援員や看護師等の応援職員を派遣する事業を実施しており、お住まいのグループホームを引き続き御利用いただけるよう取り組んでいます。

また、グループホーム内での感染拡大を防ぐため、保健所や県医療危機対策本部室クラスター対策班が感染管理やゾーニング指導等を行っています。コロナ禍においても、グループホームで生活する障がい者が安心して生活出来るよう、対策を講じてまいります。

(3) 陽性者が発生した福祉施設については、クラスター対策班及び医師や感染管理認定看護師等で構成するC-CAT（神奈川コロナクラスター対策チーム）を派遣し、感染拡大防止に取り組んでいます。また、引き続き緊急の衛生・医療に係る物品の支援を行ってまいります。

(4) 県では、新型コロナウイルス感染対策として、社会福祉施設等において感染者が発生した際に、入所者支援を継続して行えるように、職員の派遣が可能な民間施設等を募り、感染者が発生した施設等への派遣調整を神奈川県社会福祉協議会に委託して実施しています。

御協力により、派遣可能施設等として、多くの登録をいただいておりますが、県としても、マスクや防護服等の感染予防資材の準備、事前の研修、派遣に必要な旅費や派遣職員の補填にかかる費用を負担するとともに、派遣期間中の事故や新型コロナウイルスに感染した場合に備えた包括傷害保険への加入、派遣職員が職場復帰する際の検査費用等の支援等を行っており、派遣いただける職員の不安解消や御協力いただける施設等の負担軽減に取り組んでおります。

令和4年5月にレッドゾーン向け派遣職員研修を実施したところですが、御協力いただける法人・施設数が少ないことから、引き続き、協力の呼びかけを行い、レッドゾーンに対しても応援派遣を行うことのできる体制整備を進めてまいります。

(5) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であって、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、国事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づき、原則、引き続き柔軟な取扱いが可能となっております。事業所、市町村からの問合せに適切に対応するとともに、人事異動等で自治体担当者間の引き継ぎ漏れがないよう、県としても各市町村への周知等に継続して努めてまいります。

(6) 原油価格・物価高騰により、利用者に転嫁できない事業の継続に必要な経費については、一義的には制度として対応すべきとの考えから、県では、国への要望を行うとともに、その間の緊急的な対応について検討してまいります。

回答様式

NO	21-002	要望 団体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局 (教育局)
----	--------	----------	--------	----	------------------------

件名	障害福祉の人材確保について
要望 要旨	<p>(1) 処遇改善加算による賃金改善とキャリアアップの推進を望みます。合わせて、相談支援専門員を支給対象に加えること、並びに加算という不安定な上乘せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。</p> <p>(2) 人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。</p> <p>(3) 支援負担の軽減となるICT・ロボット導入への助成を望みます。</p> <p>(4) 外国人人材の受け入れの体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受け入れ団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。</p> <p>(5) 障がい福祉の仕事は働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であることと、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。また、将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いします。</p>
	<p>(1) 福祉・介護職員の処遇改善については、令和4年2月から9月までの「処遇改善臨時特例交付金」による賃上げ効果を継続する観点から、令和4年10月の報酬改定で「ベースアップ等加算」が創設され、従来の「処遇改善加算」及び「特定加算」と合わせて各事業者の賃金改善を促進しています。</p> <p>しかし、制度が複雑でわかりづらいため、国に対してわかりやすい制度とすることや、一層の福祉・介護職員の処遇改善に向け、キャリアパスを適切に評価する仕組みについて引き続き検討すること、さらに、対象に相談系サービス等を含め、職種については相談支援専門員を含めるよう、他都道府県と共同で国へ要望してまいります。</p> <p>また、当該加算は、福祉・介護職員の賃金等の処遇改善を目的としたものであり、加算額がそのまま賃金のベースアップに反映されるものなので、基本報酬への組み入れは適当ではないと考えています。</p>

(2) 県では、研修を行う民間事業者等の指定を通じて、研修の受講機会を確保し、人材の確保に努めるとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成に努めております。また、県が指定した「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護分野で就労を希望する方を対象とした就職相談会や職場体験事業を通じて、人材の育成・確保に取り組んでおります。

また、幅広い年齢層の方による障がい福祉分野への就労を支援するため、他業種で働いていた者に対し、就職支援金の貸付けを行い、一定期間就労することで返済を免除する制度を実施しております。

今後とも、こうした県の事業について、福祉人材センターやハローワーク、各種養成校等と連携しながら、広く周知していくことにより、人材不足の解消に向けた取組を推進してまいります。

(3) 県では、障がいの重度化、高齢化に伴い、障害分野においても支援員のマンパワーだけに依存せず、テクノロジーと支援員の支援技術を融合させ、支援の質を向上させる必要があると考えています。

令和元年度からは、国の補助制度を活用して、障害者支援施設等における介護ロボット等の導入を支援しております。

(4) 外国人労働者の受入については、外国人留学生等が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するため、留学生等と受入介護施設等とのマッチング事業を実施しています。

併せて、外国人労働者を対象とした福祉施設等就職相談会の開催や外国人労働者の雇用を検討している福祉介護施設への支援等により、福祉介護分野での外国人労働者の雇用拡大・定着を図ってまいります。

(5) 県では、中高生に向けた福祉・介護の仕事への理解や関心を深めるための教材を配布するとともに、希望する学校に若手の職員を派遣し仕事のやりがいや魅力を伝える出張授業やインターンシップ制度による職場体験を実施しております。また、県や職能団体で運営するポータルサイトを通じて、仕事の内容や魅力を発信しています。

また、県教育委員会では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、義務教育段階から高校段階までの連続した取組となるよう、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。今後も、すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め合い、互いを尊重し、他者と協働する力を育ててまいります。

回答様式

NO	21-003	要 望 団 体	知的障害福祉協会、身 体障害者施設協会、セ ルブセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	------------	------------------------------------	----	---------------

件 名	3. 障害者地域サポート事業について
要 望 要 旨	<p>(1) 市町村の実施格差について県の広域行政機能により是正いただくよう望みます。</p> <p>(2) 県単独補助事業とすることを含めた単価及び条件の見直しを望みます。</p> <p>(3) グループホーム運営費補助と家賃補助の充実と市町村格差の是正を望みます。</p>
	<p>(1) (2) (3)</p> <p>障害者地域サポート事業、障害者グループホーム等運営費事業補助事業を含む市町村障害者福祉事業推進補助金については、度重なる国の報酬改定や市町村における実績等を踏まえて、平成 31 年度に見直しを行い、市町村への積極的な活用を働きかけているところです。</p> <p>各施策において、国制度との整合性を図りながら、従前の水準を割り込むことのないよう見直すとともに、引き続き、利用実績等を踏まえた検証を随時行ってまいります。</p> <p>また、障害者福祉の推進に当たっては、国において、支援を必要とされる方が居住される都道府県や市町村の規模や財政力により地域格差が生じることのないよう制度設計がなされるべきと考えており、必要な事業については国制度として実施されるよう、機会をとらえて国に働きかけてまいります。</p>

回答様式

NO	21-004	要望 団体	知的障害福祉協会、身 体障害者施設協会、セ ルブセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	----------	------------------------------------	----	---------------

件名	4. 福祉型障害児入所施設の移行支援等について
要望 要旨	過齢児の移行支援について県として調整機能を発揮し、市町村における障害支援区分認定調査の早期着手が可能となるよう望みます。
<p>過齢児の成人移行については、国による検討を踏まえた「新たな移行調整の枠組み」を構築することとされ、県では、今年度「神奈川県過齢児移行対策会議」を設置したところです</p> <p>また、障害支援区分認定調査の早期着手については、この対策会議において、関係する市町村や関係機関と意見交換を行いながら、検討を進めてまいります。</p>	

回答様式

NO	21-005	要望 団体	知的障害福祉協会、身 体障害者施設協会、セ ルプセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	----------	------------------------------------	----	---------------

件名	障がいのある方の就労支援について
要 望 要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、就労継続支援B型事業所等を中心とした就労系事業所の生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。よって、障害者優先調達推進法に則った公的発注の推進が望まれますので、改めて各行政機関への周知徹底をお願いします。また、社会・行政関係機関等から受注を受ける共同受注窓口「神奈川セルプセンター」は大変重要な機能、役割を担っておりますので安定運営できるような補助金の維持、充実をお願いします。</p> <p>障害者就労施設等からの調達については、毎年度、調達方針及び調達目標額を定め、調達の推進に取り組んでおりますが、コロナ禍においても取組が一層推進されるよう、引き続き発注可能な業務の切り出しや庁内への周知等を行ってまいります。また、市町村の取組が推進されるよう、調達方針未策定の市町村に対しては、調達方針の策定状況の周知等により、調達方針の策定、ホームページでの公表を促してまいります。</p> <p>共同受注窓口については、複数の事業所が共同して受注等に取り組むことにより、受注機会の増大や工賃向上につながる重要な取組であると考えておりますので、継続的な運営ができるよう、引き続き検討してまいります。</p>

回答様式

NO	21-006	要 望 団 体	知的障害福祉協会、身 体障害者施設協会、セ ルプセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	------------------	------------------------------------	----	---------------

件名	6.神奈川県障がい福祉のあり方について (4) 「当事者目線の障がい福祉推進条例(案)」について
要 望 要 旨	<p>(1) 「あおぞらプラン」と、意思決定支援の取組みを踏まえた、柔軟なサービス提供の仕組みとそれを持続可能にする予算の確保、また、地域全体の受け入れ体制や意識の向上を図る仕組み作りを望みます。</p> <p>(2) 障がい者ご本人が選べる「福祉サービスの多様な選択肢」について、入所施設の機能や役割への、柔軟で効果的な助成と制度設計を望みます。</p> <p>(3) 「当事者目線の障がい福祉」について、意思決定支援の実現に向けて、選択肢を狭めたり、限定することの無いよう、福祉関係者と協議、調整して進めることを望みます。</p> <p>(4) 「当事者目線の障がい福祉推進条例(案)」について 福祉関係者のみならず、全ての県民に対して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念、精神を訴える条例にしてほしいと願っています。「ともに生きる社会」のバリアは、社会の側にまだまだあるのが現実です。私たち福祉関係者は福祉の現場からの発信、啓発に努めてまいりますが、今後の条例の施行により寛容な社会が醸成されることを願っております。</p>
	<p>(1) 県では、障がい当事者が望む生活を実現するために、福祉人材やグループホームの確保など、社会資源の充実をはじめ、障がい者への更なる理解の促進や、意思決定支援の普及、障がい当事者の地域生活を支える相談支援の充実といった視点で検討を進め、当事者目線で具体的な施策とそれに必要な予算の検討を進めてまいります。</p> <p>(2) 入所施設の地域における役割について、緊急的な受け皿や、人材の育成など、非常に重要な役割・機能を果たすことが期待されていると認識しています。「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会報告書」にて、20年後に目指すべきとされた通過型(循環型)としての役割と、これらの機能を十分に果たせるよう、施設内だけで完結しない利用者支援などについて、福祉関係者等との意見交換を行いながら今後検討してまいります。</p> <p>(3) 障がい者が希望する場所で希望する生活ができるよう、意思決定支援の普及に取り組み、選択肢が広がるような施策について、引き続き、当事者や福祉関係者等との意見交換を行ってまいります。</p> <p>(4) 「ともに生きる社会かながわ憲章」は、津久井やまゆり園で発生した事件が2度と繰り返されないよう、障がい者のみならず、誰もがその人らしく暮らすことのできる「ともに生きる社会」の実現を目指す決意を示すため、議会とともに策定したものです。条例は、この憲章の理念を、障がい福祉分野においてより具体化していくための方策の1つとして、位置付けられるものと考えており、社会的障壁の除去や寛容な社会の実現に努めてまいります。</p>